

## 船舶事故調査報告書

令和6年5月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 伊藤 裕 康（部会長）  
委員 上野 道 雄  
委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和5年8月4日 08時35分ごろ
発生場所	広島県福山市走島南方沖 走港浦友新防波堤灯台から真方位207°4.7海里（M）付近 （概位 北緯34°16.1′ 東経133°23.7′）
事故の概要	漁船幸兵丸は、揚網作業中、船長がVローラーに左腕を挟まれ、負傷した。
事故調査の経過	令和5年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 幸兵丸、9.7トン KA2-631（漁船登録番号）、有限会社兵勝水産 14.70m（Lr）×3.32m×0.96m、FRP ディーゼル機関、143kW（動力漁船登録票による）、昭和55年4月29日
乗組員等に関する情報	船長 34歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年3月16日 免許証交付日 令和2年3月30日 （令和7年4月12日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、‘2そう引きによる機船船びき網によるかたくちいわし漁’（以下「本件2そう引き漁」という。）の網船として、別の網船（以下「僚船A」という。）、探索船及び運搬船と共に4隻で船団を構成し、令和5年8月4日05時30分ごろ、香川県観音寺市伊吹漁港を出港した。 本船は、07時00分ごろ走島南南西方沖の漁場に到着し、約50mのワイヤの後方に、上側（海面側）に浮子綱を、下側（海底側）に沈子綱を伸ばし、両綱の間に尾曳網、手網及び袋網をつないで構成さ

れた長さ約250mの網を西方に向けてえい網し、本件2そう引き漁を開始した。(図1参照)

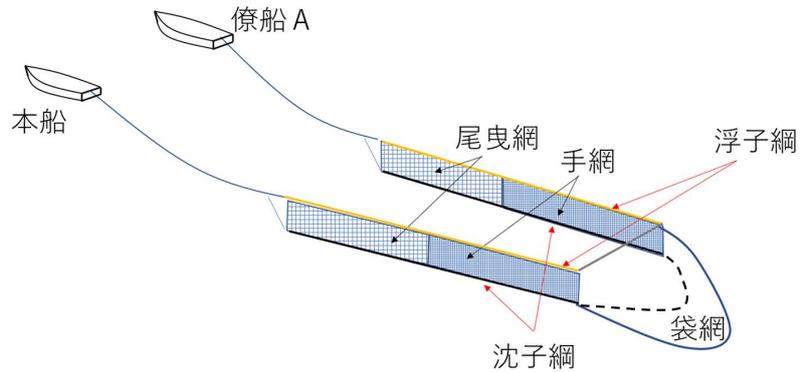
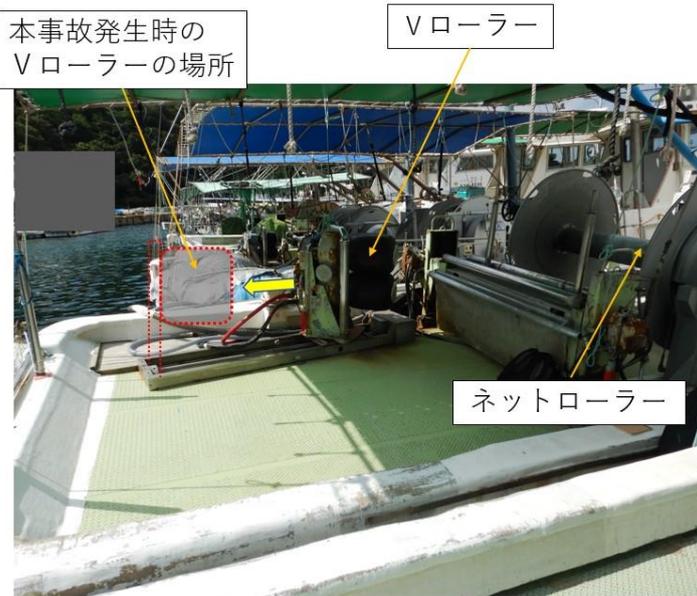


図1 本件2そう引き漁の網の構成

本船は、1回目のえい網終了後に揚網して漁獲物を運搬船に移載した後、08時00ごろから西方に向けて2回目の投網及びえい網を行い、えい網終了後、揚網を開始し、船尾甲板中央部に設置されているネットローラーで左側のワイヤを揚収したのち浮子網及び沈子網の巻き込みを開始した。(写真1参照)



船尾



船首

写真1 本船の船尾部(本事故後、係留中)

なお、本船と僚船Aの揚網作業は、本船の右舷側と僚船Aの左舷側を横着けて機関を中立運転とし、本船がえい網している左側のワイヤ及び漁網を、僚船Aがえい網している右側のワイヤ及び漁網をそれぞれ巻き上げていた。

船長は、ネットローラーで浮子網をほとんど巻き終えたので、左舷

船尾部にあるVローラーを起動し、単独で、ネットローラーに巻かれずに残った沈子網の一部と手網の一部をVローラーの後方に寄せてVローラーの間に通して巻き込みを開始した。

他の乗組員は、ネットローラーの後方において、Vローラーで巻き上げられてきた沈子網及び手網を取り込み、コイル状に積み上げて整理する作業を行っていた。(図2参照)

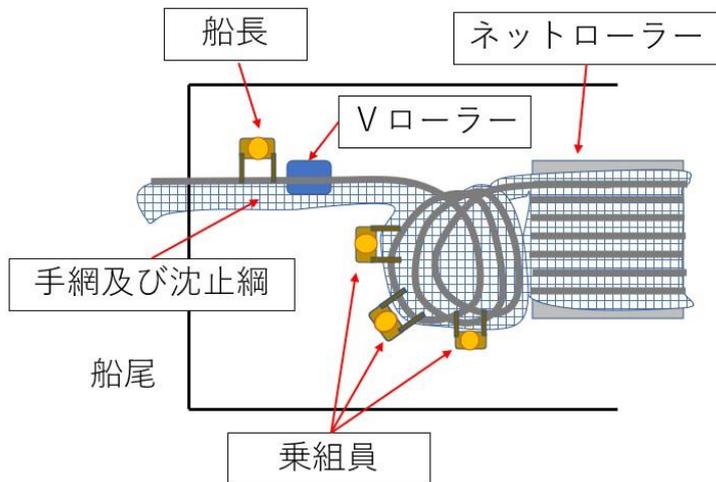


図2 船尾部における作業の状況

船長は、沈子網の直径が約60mmと太いのでVローラーの間から外れないようにVローラー手前まで沈子網を左手で持ち、Vローラーの間に沈子網を引き寄せるように作業を続けていたところ、左腕がVローラーに挟まれて巻き込まれ、Vローラーを止めるように叫んだ。(図3、図4参照)

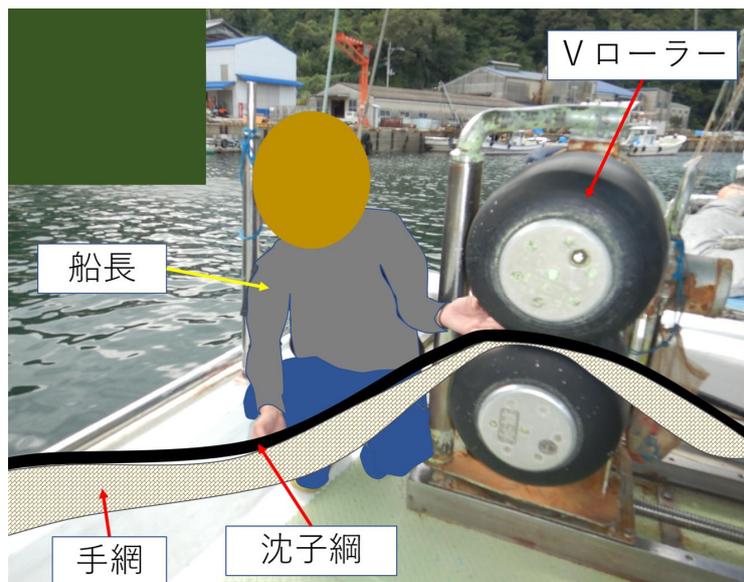


図3 船長が沈子網をVローラーの手前まで引き寄せている状態 (イメージ図)



図4 船長が左腕を挟まれた状態（イメージ図）

ネットローラーの後方で沈子網及び手網の整理をしていた乗組員が、船長の状態に気づき、駆け寄ってVローラーを停止し、巻き出しの操作を行い、船長の左腕がVローラーから外れた。

船長は、本船の状況を見て近寄ってきた探索船に移乗し、観音寺市観音寺港に移動し、香川県三木町の病院に搬送され、左外傷性気胸及び左肋骨多発骨折と診断された。

本船は、僚船Aと共に、操縦資格のある別の乗組員が操船して伊吹漁港に帰港した。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

船長は、本船の漁労長兼船長として約3年間乗り組み、船長職に就く前から、Vローラーを使用して沈子網及び手網などの揚収作業に携わっていた。

本船及び僚船Aは、浮子網及び沈子網を揚収する際、両網をネットローラーで同時に巻き上げて、袋網のみをVローラーで巻き上げることが多かったが、時々浮子網を巻き終えた後に沈子網と手網が残ることがあった。

本船及び僚船Aは、浮子網を巻き終えた後に沈子網及び手網が残った際は、浮子網が巻き取られたネットローラーを巻くことができないので、それぞれの船で残った沈子網と手網をVローラーで巻き上げて甲板上に取り込むようにしていた。

船長は、本事故当時、沈子網をVローラーの間に引き寄せるように作業を行っていた際、左手をVローラーに近づけ過ぎたと思った。

船長は、本事故当時、上衣は体に密着したスポーツウェア、雨着のズボン及びゴム手袋（上面は布製）を着用していた。

船長は、本事故当時、健康状態は良好であった。

分析

乗組員等の関与

あり

船体・機関等の関与

なし

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>船長は、本船が走島南南西方沖において揚網作業中、ゴム手袋を着用して、単独で、Vローラーにより沈子綱及び手綱を巻き込んでいた際、Vローラーから外れないように左手で沈子綱を持って引き寄せようとして左手をVローラーに近づけ過ぎたことから、左腕がVローラーに挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、沈子綱をVローラーで巻き込む際は、沈子綱の直径が約60mmと太く、Vローラーから外れそうになることがあることから、Vローラー手前まで沈子綱を左手で持ち、Vローラーの間に沈子綱を引き寄せるようにして作業を行っていたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が走島南南西方沖において揚網作業中、船長が、ゴム手袋を着用して、単独で、Vローラーにより沈子綱及び手綱を巻き込んでいた際、Vローラーから外れないように左手で沈子綱を持って引き寄せようとして左手をVローラーに近づけ過ぎたため、左腕がVローラーに挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗組員は、Vローラーで綱や網などの巻き込み作業を行うときには、巻き込みの側には、Vローラーと一定の距離の場所に目印を設けるなどして、その間に体の一部が入らないようにすること。</li> <li>・乗組員は、Vローラーの作業を行うときは、近くの安全な場所で綱の整理などを行っている別の乗組員に監視させることが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

